

介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスの提供により事故等が発生した場合の保険者への報告に関して定めることを目的とする。

(報告対象)

第2条 報告を行う対象の事故等は、次の各号に掲げる場合に発生したときとする。

- (1) サービス提供中
- (2) 利用者が介護保険施設及び介護保険事業所内に所在中
- (3) 送迎中
- (4) 通院付き添い中

(報告範囲)

第3条 事業者は、過失の有無を問わず、次の各号に定める事故等が発生したときは、宇治市（以下「本市」という。）へ報告する。

- (1) サービス提供により発生した利用者の怪我等及び死亡事故が発生したとき
 - ア 利用者の怪我等
 - (ア) 医療機関での治療を要する怪我の場合
 - イ 利用者の死亡
 - (ア) 介護サービスの提供により利用者が死亡した場合
 - (イ) 利用者の死因に疑義がある場合
- (2) 食中毒若しくは感染症の発生又はそれが疑われる事例が発生したとき
 - 次のアからエに定めるいずれかに該当する場合は、報告すること。なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うほか、保健所等と連携をとること。
 - ア 1類から4類の感染症が発生した。
 - イ ア以外の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生した。
 - ウ ア以外の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した。
 - エ イ及びウに掲げる場合のほか、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
(例：通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われるなど)
- (3) 職員（従事者）の法令違反・不祥事等が発生したとき
 - 利用者の処遇に影響を及ぼすもの
(例：預り金の横領、個人情報流出、送迎時の交通違反に伴う事故、事故等の虚偽報告など)

(4) その他報告が必要と認められる事故が発生したとき

(例 : 利用者又は利用者家族等から苦情が出ている場合、利用者間の喧嘩、無断外出、送迎時に追突されたなど)

(報告先)

第 4 条 利用者が本市の被保険者である場合は、宇治市介護保険課給付係に報告すること。

2 利用者が本市以外の被保険者である場合は、当該保険者に対し、当該保険者が定めるところにより報告すること。

3 第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、利用者の家族及び居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者など必要な関係先に速やかに連絡すること。

(報告方法)

第 5 条 事業者は、事故等が発生したときは、次の各号に定める方法により速やかに本市へ報告する。

(1) 事故等が発生したときは、速やかに本市へ文書により報告する。なお、「速やかに」の期限については、社会通念に照らして最大限の努力をして可能な範囲とする。

(2) 事故等への対応が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故等への対応が完了した時点で、最終報告を行う。

(3) 緊急性の高いものについては、本市に対し電話又は FAX 等により報告 (第 1 報) するとともに、その後文書により報告する。FAX で報告する際には、個人情報漏れることのないよう適切に対応する。

(4) 食中毒又は感染症が発生したときには、発生時及び終息時に報告を行い、必要に応じて途中経過を報告する。

(5) 利用者が本市以外の被保険者である場合は、当該保険者に対し、当該保険者が定めるところにより報告を行う。

(報告事項)

第 6 条 事業者は、事故等が発生したときに本市へ報告すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所の概要

ア . 法人名

イ . 事業所名

ウ . 事業所番号

エ . 事業所の所在地

オ . 電話番号

カ . FAX 番号

キ . サービス種類

ク．担当者氏名

ケ．担当者職名

(2) 利用者

ア．氏名

イ．被保険者番号

ウ．性別

エ．年齢

オ．要介護状態区分

カ．認知症自立度

キ．住所

ク．電話番号

ケ．特記事項（記載する必要がある場合）

(3) 事故の概要

ア．発生日時

イ．発生場所

ウ．事故の種別

エ．事故の経緯

オ．事故後の対応

(4) 利用者家族への対応

ア．受診した医療機関名

イ．主治医の氏名

ウ．診断名

エ．利用者の状況(病状・入院等)

オ．利用者・家族・ケアマネジャー等への連絡・説明
（日時、方法、内容、連絡者、連絡した相手等）

カ．損害賠償等の状況

キ．担当者職名

(5) 再発防止の取り組み

ア．事故の原因（分析）

イ．今後の改善策

「ア．事故の原因（分析）」及び「イ．今後の改善策」については、事故等の再発防止のために重要な事項であるため、詳細な原因分析と具体的な改善策を報告すること。本号にかかる報告について時間を要する場合は、本市が認める場合に限り、第5条の定めによらなくてもよいこととする。

(報告様式)

第7条 事業者は、次の各号に定める様式を用いて報告を行う。ただし、既に事業所において前項に定める必要項目が網羅された様式を作成している場合は、当該様式を用いても差し支えないものとする。

(1) 第3条第1項第1号、第3号及び第4号の事故が発生した場合

ア 「事故報告書」(様式1)

(2) 第3条第1項第2号の場合

ア 「感染症等報告書(発生時)」(様式2)

イ 「感染症等報告書(終息時)」(様式3)

ウ 「感染症発症状況表」(様式4)

(3) 本市は、事業者から提出される書類以外に必要な応じて事故等に関する資料の提出を求めることができる。

(本市の対応)

第8条 本市は、事業者より報告を受けた後、事故等に係る状況を把握するとともに、必要に応じ事業者に対して助言を行う。

事業者について指定基準違反の疑いがある場合は、京都府へ連絡し連携を図る。

また、必要に応じて、他市町村及び京都府国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(再発防止)

第9条 事業者は、本市への報告内容や助言等に基づき、事故等の再発防止に努める。

附 則

この規定は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年12月3日から施行する。